

第二次 田村市子ども読書活動推進計画

子どもの強く生きぬく力を

育むために



平成27年3月

田村市教育委員会

# 目次

○ はじめに	1
○ 第 1 章 読書活動の現状	2
1. 図書館の利用	2
2. 子どもの読書活動	5
○ 第 2 章 第二次計画の基本方針と取り組み	9
【基本方針】	9
1. 家庭における取り組み	11
2. 地域における取り組み	12
3. 幼稚園、学校における取り組み	15
4. 支援を必要とする子どもの読書活動の推進	18
○ 第 3 章 計画を達成するための数値目標	19
《 資 料 》	20
・ 子どもの読書活動の推進に関する法律	
・ 田村市子ども読書活動推進計画策定検討委員会設置要綱	

# はじめに

子どもの読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きるために欠くことのできないものです。

変化の激しいこれからの社会を担う子どもたちは、基礎的・基本的な知識や技能を読書から習得することで、それらを活用してさまざまな課題に積極的に対応し、強く生きぬく力を身につけることが重要です。

今日、テレビ・ゲーム・インターネットなどの様々な情報メディアの発達・普及や子どもの生活環境の変化、さらには、幼児期からの読書習慣の未形成などにより、子どもの読書離れが指摘されています。

本市においては、平成21年度に「田村市子ども読書活動推進計画」（以下「第一次計画」という。）を策定し、子どもの読書活動を推進するためさまざまな取り組みを行ってきました。

第一次計画終了後の現状と課題を踏まえ、子どもたちが豊かな読書体験を積み重ねていけるよう、田村市の教育理念「地域が育て地域で育つ市民参加の教育」に基づき、家庭、学校、地域が相互に連携し、子どもの読書活動を推進するため、平成27年度から平成31年度までの「第二次田村市子ども読書活動推進計画」（以下「第二次計画」という。）を策定しました。



# 第1章 読書活動の現状

## 1. 図書館の利用

本市の図書館は、本館のほか、滝根・大越・都路・常葉に4つの分館があり、地域の図書館として市民の方々に利用されています。各館で情報や資料の提供について連携しながら運営にあっており、子どもの読書活動推進においても、その役割と機能を果たすための活動を行っています。

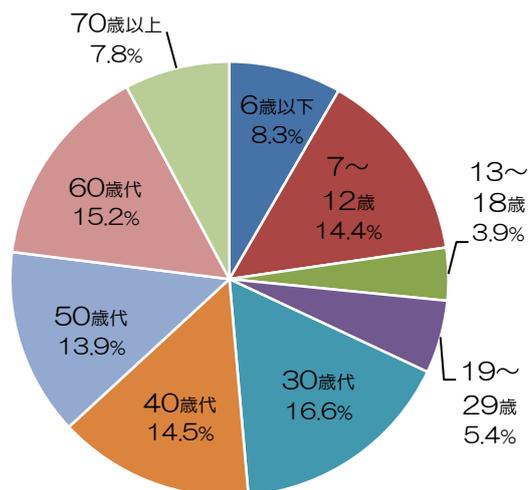
子どもの読書活動を図書館利用状況からみると、全体の26.6%になっており、決して高い数値とは言えないのが現状です。

次に、平成22年度から平成25年度までの子どもの人口と貸出冊数の推移（図2-1、図2-2、図2-3）をみると、全体的に減少している中で、小学生が最も多く、続いて就学前、中学生・高校生となっています。

就学前の子どもは、家庭での読み聞かせなど、小学生は、読みたい本や調べ学習などに利用されています。中学生・高校生は、インターネット・ゲーム・スマートフォンなどの普及や学習・塾・部活動などにより、利用が少なくなっていると考えられます（参考文献：平成24年度福島県高等学校図書館白書）。

加えて、子どもの人口が少なくなっていることも減少したひとつの要因といえます。

図1 図書館の世代別利用割合



資料：田村市図書館



児童書コーナー（図書館）

図 2-1 子どもの人口と貸出冊数の推移（6 歳以下）

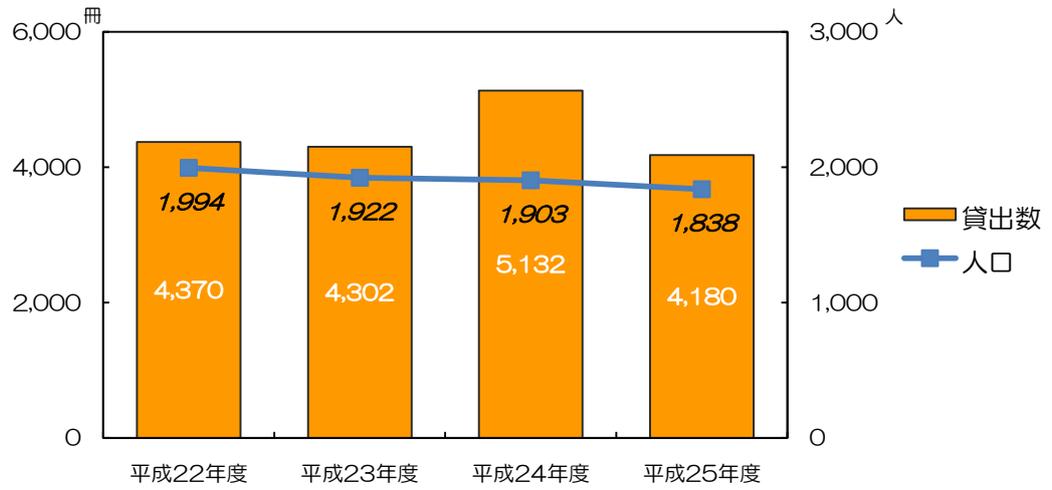


図 2-2 子どもの人口と貸出冊数の推移（7 歳～12 歳）

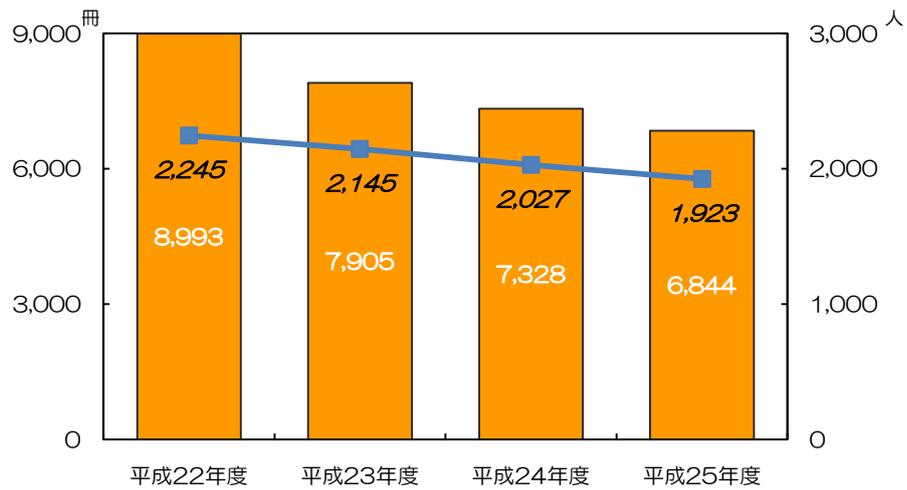
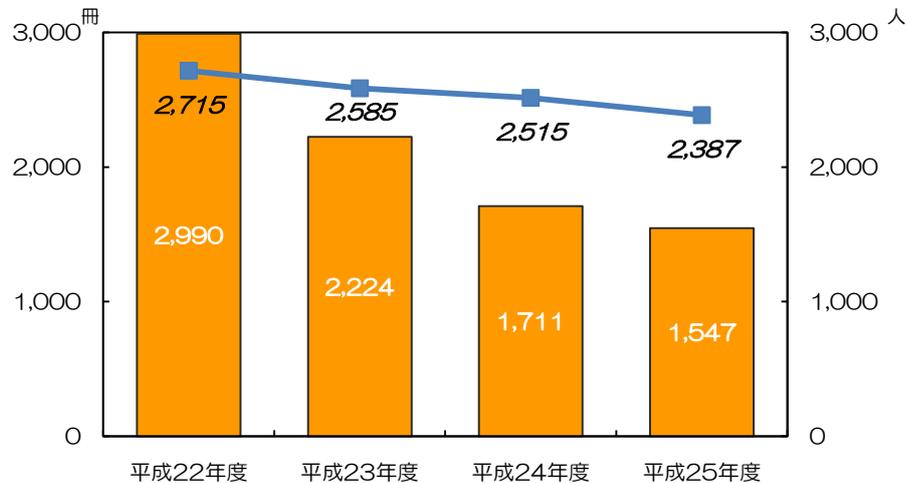


図 2-3 子どもの人口と貸出冊数の推移（13 歳～18 歳）

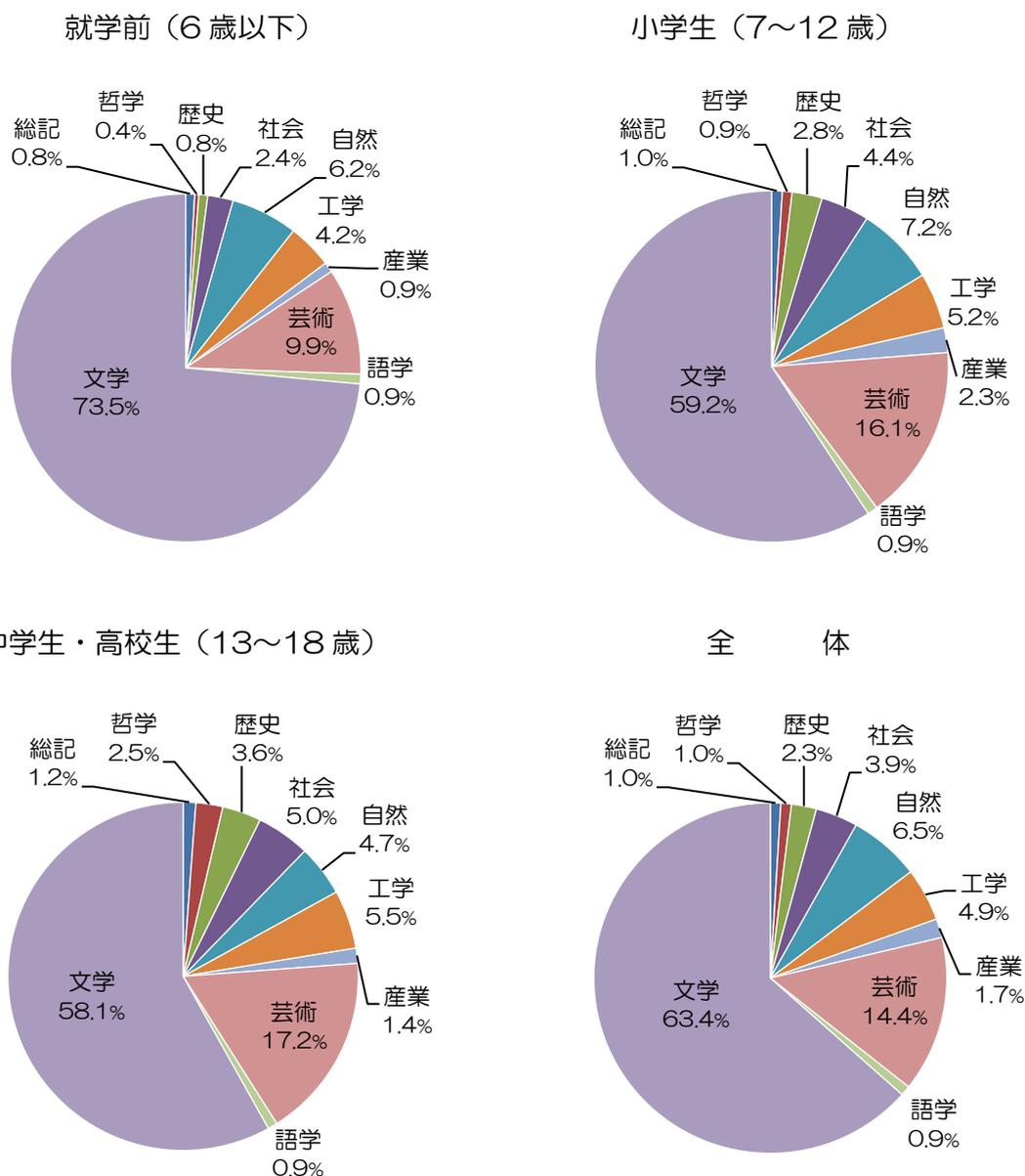


資料：田村市図書館

子どもの世代別の貸出割合（図3）は、全ての世代で文学が最も多く、絵本や読みものが多く利用されています。

特に、就学前は、絵本の割合が最も多く、小学生は、絵本・読みものの他に遊び・スポーツなどに関するものなどが多くなっています。中学生・高校生になると、ほぼ小学生と同じ傾向ですが、文学の中でも特に、読みものが多く利用されています。

図3 世代・分類別貸出割合



資料：田村市図書館

## 2. 子どもの読書活動

平成 24 年 9 月に福島県が実施した子ども読書活動推進計画策定に係るアンケート※1 調査から、下記の結果が得られました（5 段階評価による）。

### （1）結 果

図 4-1 家庭における子どもの読書活動の推進は図られましたか。

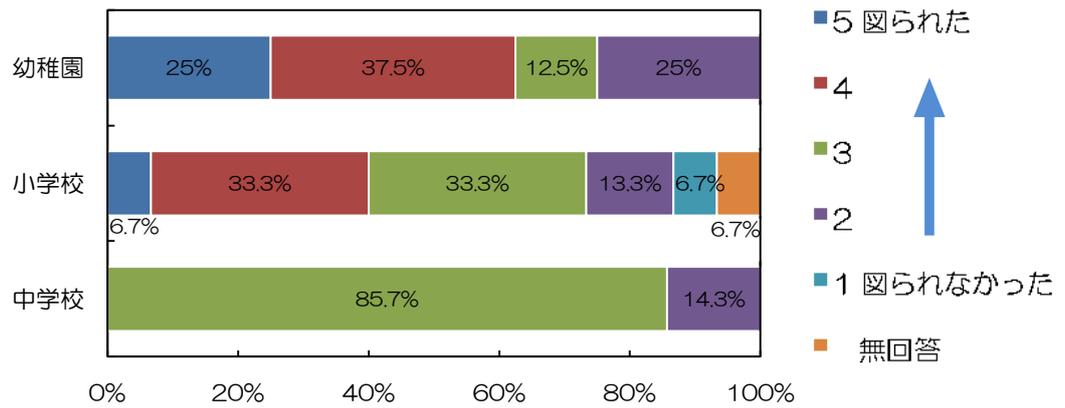


図 4-2 学校における子どもの読書活動の推進は図られましたか。

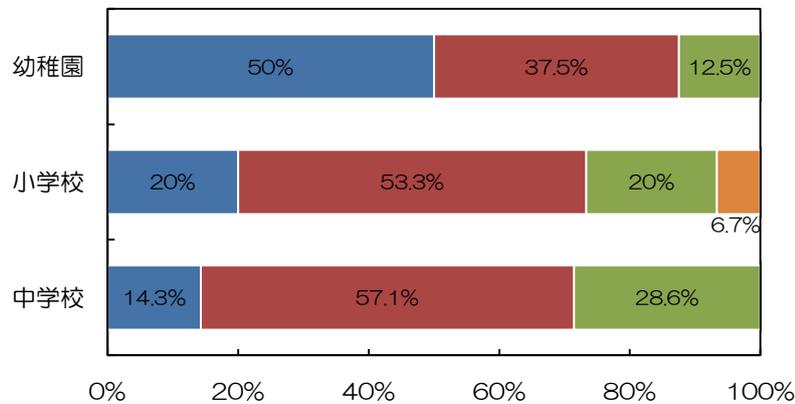
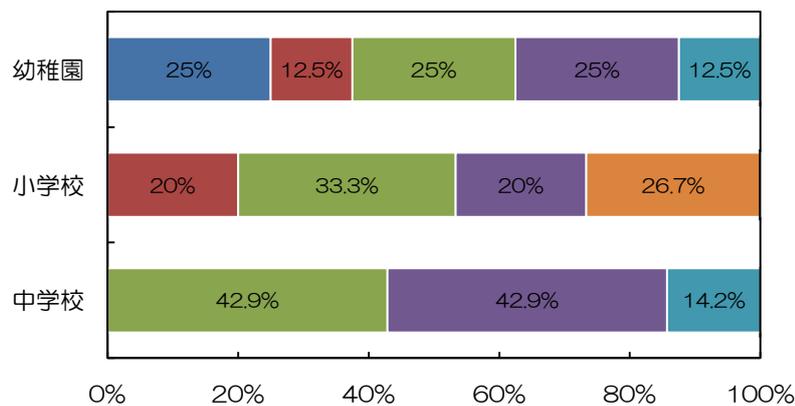


図 4-3 地域（図書館などの社会教育施設）における子どもの読書活動の推進は図られましたか。



※1 子ども読書活動推進計画策定済みの市町村を対象とした調査。市内幼稚園、小・中学校分の回答を抽出。

## (2) 現 状

### ① 家庭における子どもの読書活動の推進

ア 幼稚園児は、保護者に対する啓発や保育の中で絵本の定期的な読み聞かせを進めてきたことで、家庭で読書に親しむ機会の確保が図られてきています。

イ 小学生は、読書週間<sup>※2</sup>、子ども読書の日<sup>※3</sup>などの啓発や図書の貸出方法の工夫により、家庭での自主的な読書や親子読書が増えてきていますが、今後も継続して読書活動の推進を図る必要があります。

ウ 中学生は、学習・塾・部活動やゲーム等により、家庭での読書時間が少ない状況にあります。



児童による読み聞かせ（船引小学校）

### ② 幼稚園、学校における子ども読書活動の推進



おすすめの本の紹介（移中学校）

ア 幼稚園では、日常の保育の中で絵本や紙芝居の読み聞かせや絵本コーナーの整備など、本のおもしろさを伝える取り組みをしてきたことで、給食後や活動終了後に自主的に絵本を読む子どもがみられるなど、推進が図られてきています。

イ 小学校では、ボランティアや児童による定期的なおはなし会、多読賞や読書感想

コンクールの実施、さらに、学級文庫など学校図書館以外への図書の配置による自由読書の推進、おすすめの本の紹介、朝読の実施など、各学校で児童が本に親しむための取り組みを進めています。多くの児童が休み時間に学校図書館を利用するなど、推進が図られてきています。

ウ 中学校では、朝読<sup>※4</sup>の実施、おすすめの本の紹介文作成、新刊図書と推薦図書コーナーの設置、図書だよりの発行などに取り組み、推進を図っています。

※2 10月27日から11月9日の期間。

※3 4月23日のこと。

※4 学校で毎朝行う始業時間前の10分間読書。



#### (4) 課 題

アンケートから、次のような課題が挙げられます。

- ① 幼稚園では、絵本に対して興味や関心を持つ子どもが増えてきていますが、絵本を自由に楽しめるスペースが確保できない状況にあります。

また、子どもたちの成長に応じた絵本の選定、新刊書の購入など日常の読み聞かせや家庭での保護者による読み聞かせの充実が挙げられています。



朝読（関本小学校）

- ② 小学校では、家庭と連携した読書活動や調べ学習などに活用できる図書の充実、読書傾向の偏りの是正や読書の質を高める工夫、長期休業中の読書活動の推進が挙げられています。

- ③ 中学校では、図書の貸出や整理などを主に生徒が行っているため、生徒が興味や関心を持つ学校図書館にするため、司書<sup>※8</sup>資格を有するボランティアなどの協力が課題として挙げられています。



学校図書館カウンター（船引小学校）



読書活動の啓発（移中学校）

※8 図書館業務に従事する専門職員。

## 第2章 第二次計画の基本方針と取り組み

子どもの読書活動の現状を踏まえ、「子どもの強く生きぬく力を育むために」子どもたちがより多くの本に触れる機会を増やし、読書習慣を身につけて自主的に読書活動に取り組むことを推進するため、次の3つを基本方針とします。

### 基本方針

1. 家庭、地域、学校の連携と協働による読書に親しむ機会の提供と充実
2. 身近にいつも本がある豊かな読書環境の整備と充実
3. 読書活動への理解と関心を高めるための啓発



## 成長に応じた読書活動推進の目安

### <幼年期> 乳幼児期 ～ おおむね6歳

文字を読むことができない乳幼児期には、保護者と子のふれあいのための手段の1つとして、子どもの興味や成長に沿って編集された図鑑や科学絵本、豊かな感性を育むことに役立つ物語や絵本の読み聞かせが大切です。

子どもは、これらの絵や文字、言葉の響きなどからさまざまな情報を得ます。身近な大人が、読み聞かせを通して自分に関わってくれる安心感を持つことで、健やかに成長していくことができます。学童期近くになると、自ら文字を読むことができるようになる子どもが増えてくるので、周囲の大人たちには、子どもの興味を尊重しながら、本に触れるきっかけ作りをしていくことが求められます。

### <少年期> おおむね7歳 ～ おおむね12歳

この時期には、話す・聞く・書く・読むなどのコミュニケーション能力が高まると同時に、興味や関心の幅が急激に広がり、子どもの好みも明確になってきます。

関心のある分野の本や雑誌は好んで読んで、興味のないものや苦手な教科に関連するものなどは、敬遠する傾向が見られるようになってきます。

活字だけに限らず、パソコンや視聴覚教材など多様なメディアを活用したり、子どもが主体的に読書活動に関われるような環境整備をしたりするなど、家庭でもできるだけの働きかけをしていくことが大切です。

### <青年期> おおむね13歳 ～ おおむね18歳

青年期には、少年期よりもさらに興味や関心のある分野への傾倒が深まり、読書への関心は、個人によって大きく異なってきます。

楽しみのための読書に加え、上級学校での学習や進学にともない、調査や研究などを目的とした読書も増えてくる時期でもあります。

人生設計の上で重要な時期を迎えるこの世代の読書は、環境を整備した上で、大いに推奨していくことが重要です。

## 1. 家庭における取り組み

### (1) 読書に親しむ機会の提供と充実

子どもの健やかな成長の基盤は、家庭にあります。

絵本などの読み聞かせや、保護者が子どもと一緒に読書することは、親子の絆を深め、豊かな人間性を育む上でも大切なことです。

また、成長に応じた適切な本を提供することは、子どもが読書の楽しさを知り、読書習慣を身につけるために重要なことです。

家庭で自主的に読書する子どもの育成のために、乳幼児期から読書に親しむ環境をつくり、家庭で読書に取り組む機会の提供と充実に努めます。



親子読書の日啓発ポスター



冬のおはなしの広場（図書館）

### (2) 読書環境の整備と充実

家庭では、日ごろから読み聞かせをしたり、子どもと一緒に本を読んだりするなどの読書に親しむ習慣をつくる必要があります。

図書館などさまざまな場所において、気軽に読書活動ができるよう、環境の整備と充実に努めます。

### (3) 読書活動についての啓発

子どもが読書習慣を身につける上で、家庭の役割はとても重要であり、保護者が乳幼児期から読書活動の必要性について理解を深めるために、家庭教育講座※<sup>9</sup> やおはなし会などを通して啓発に努めます。



家庭教育講座（西向小学校）

※<sup>9</sup> 保護者を対象として行う子育てに関する講座。

## 2. 地域における取り組み

### (1) 図書館における取り組み

地域において、子どもの読書活動推進の中心的な役割を果たすのは図書館です。

さまざまな本と出会い、読書の楽しさや学ぶ喜びを知る場として、図書館の活用を推進するとともに、子どもの読書活動に関する情報の収集と提供を積極的に行います。

さらに、家庭や学校などにおける子どもの読書活動を効果的に進めていくため、読書活動の支援や相談体制を整え、以下の施策を実施しながら啓発を行います。

### <施 策>



ひだまりおはなし会（図書館）

#### ① 読書に親しむ機会の提供と充実

- ・ボランティアとの協働によるおはなし会やブックトークの実施
- ・ブックリストの作成や提供
- ・ホームページによる情報提供
- ・テーマ別に選書した図書コーナーの設置
- ・子ども司書養成事業<sup>※10</sup>の導入
- ・読書まつりの実施

#### ② 読書環境の整備と充実

- ・利用者の要望に応じた開館時間の見直し
- ・利用しやすい書架の配置、高さや動線の工夫
- ・興味や探求心に対応した多種多様な資料の収集
- ・県立図書館、他市町村図書館や大学図書館などとの相互協力
- ・職員の資質とスキルの向上
- ・ヤングアダルト<sup>※11</sup>コーナーの整備と充実
- ・学校支援セットの整備拡充
- ・調べ学習や見学学習への対応体制の充実



新刊コーナー（図書館）

※10 学校などで読書活動推進の中心的な役割を果たす人材の育成事業。

※11 13歳～19歳の世代。

### ③ 読書活動についての啓発

- ・ ホームページや図書館だよりを活用した情報の発信
- ・ 子ども読書の日などに合わせた事業の実施
- ・ 保護者やボランティア向けの講座や研修会の開催
- ・ ボランティア「図書館応援隊」の育成と協働
- ・ 職業体験、インターンシップなどによる図書館事業の啓発
- ・ 事業所や個人向けの講座や研修会の開催
- ・ 育児相談と連携したブックスタートの実施

## (2) 公民館における取り組み

公民館は、地域にあって生涯学習の拠点として豊かな人間形成に役立つ施設です。多様な学級講座などを開催する中で、子どもの読書活動を支援するための知識や技術の習得を盛り込み、学校支援地域本部<sup>※12</sup>と図書館が連携し、子どもや保護者、読書活動に携わる人との協働で事業を実施し、読書に親しむ機会の提供と充実に努めます。

## < 施 策 >

- ・ 放課後子ども教室<sup>※13</sup>での読み聞かせの実施
- ・ 放課後子ども教室内への読書コーナーの設置
- ・ 学校支援地域本部を活用した学校図書館の環境整備
- ・ 青少年教室事業の中に、図書館と連携した読書活動の計画実施
- ・ ボランティアと連携協働した家庭教育講座、おはなし会などの開催



※12 保護者や地域住民などのボランティアの協力により、地域全体で学校教育の支援を行う仕組み及びその組織。

※13 主に小学生を対象とした放課後の安全な居場所作りの活動。各小学校で実施しており本市ではめだかの学校と呼ぶ。

### (3) 保育所、こども園、児童館、子育て支援センターなどにおける取り組み



「ひまわり広場」の読み聞かせ  
(子育て支援センター)

読み聞かせなどの読書活動は、親子が直接触れ合い、地域全体で子育て支援を推進する上でも大いに推奨されています。

保育所、こども園では、保育活動で絵本の読み聞かせやおはなしを取り入れ、本に触れ合う機会を充実させていきます。

子育て支援センターでは、子どもの読書活動推進への理解を高めるため、施設の特徴を活かした図書の収集や読書啓発資料の配布などを実施するとともに、日ごろから読書の重要性

や関わり方について、保護者に啓発していきます。

また、児童館では、ボランティアによるおはなし会を取り入れることで、読書に親しむ契機となっているため、その充実に努めていきます。児童福祉に携わる各施設では、図書資料の充実を図りながら、レイアウトに工夫を凝らした図書コーナーを設置し、あらすじや子どもの感想を紹介するなど、普段から子どもの関心を引き出し、数多くの本と触れあえる環境の整備と充実に取り組んでいます。さらに、放課後児童クラブにおいても、図書コーナーの充実に取り組んでいます。

施設や利用者の実態に応じながら実施するイベントに子どもの読書活動の理念を盛り込み、関連情報の提供や啓発活動を通し、保護者の理解と関心に繋がる働きかけをしていきます。

#### < 施 策 >

- ・ 保育士や放課後児童支援員などによる日常的な読み聞かせの実施
- ・ おはなしボランティアによるおはなし会の開催
- ・ 子どもが利用しやすい書架の配置、高さや動線の工夫
- ・ 子どもの興味や探求心に対応した多種多様な資料の収集
- ・ 各種イベントに読書活動のパンフレットなどを配布
- ・ 図書館やその他の保育施設と連携した継続的な啓発活動の実施
- ・ 家庭の読み聞かせに適した図書の紹介



おはなし会 (子育て支援センター)

### 3. 幼稚園、学校における取り組み

幼稚園、学校における読書活動は、読書の喜びや楽しさを知るとともに、読書の習慣を身につけさせる上で核となるものです。そのためには、多種多様な本との出会いにより、読書への関心を持たせることが必要です。

また、調べ学習を通し、目的を持って計画的に情報を活用する能力を高めていくために、学習を支援する場である学校図書館の活用を図ることが求められます。そこで、「読書活動の場」と「学習・情報センター」の二つの機能を活かした取り組みを充実していきます。

#### (1) 読書に親しむ機会の提供と充実

子どもたちが日常生活の多くの時間を過ごす幼稚園、学校では、教職員やボランティアによる読み聞かせや素ばなし<sup>※14</sup>、ブックトーク、アニメーション<sup>※15</sup>などの読書活動を楽しむ体験を積み重ねることにより、子ども自らが進んで本に触れ、読書に親しむための機会を充実させていきます。

幼稚園では、保育活動中に積極的に読み聞かせやおはなしを取り入れるなど、本に触れ合う機会を充実させていきます。

小・中学校では、子ども読書の日、読書週間、朝読、家読<sup>※16</sup>など、読書活動を充実させることを通して、児童、生徒自らが積極的に読書活動を行い、読解力や思考力などを身につけることを目指していきます。



ブックトーク（船引南小学校）



学校図書館（常葉小学校）

また、学校図書館と市の図書館との連携を図り、学校図書館のデータベースを活用した調べ学習などの利用促進を図りながら、読書活動の充実と学力向上を図ります。

さらに、学校支援ボランティアなどと連携を保ちながら、読み聞かせやブックトーク、アニメーションなどの技法を取り入れた授業への支援により、計画的に読書活動が行われるようになります。

※14 本を使わず言葉だけで民話などを語る技法の一種。

※15 スペインで開発体系化された、読書をゲームとして楽しみながら子どもの読解力や表現力を引き出すための方法。

※16 「ウチドク」。家庭読書の略語で朝読の家庭版のこと。家族の絆づくりの一環として推奨。

## <施 策>

- ・教職員やボランティアなどによる定期的な読み聞かせなどの実施
- ・素ばなしなどの語りを通した「聴く」耳と想像力の育成
- ・読書活動と学校行事を連動させた啓発活動の実施
- ・読み聞かせ、アニメーションなど楽しい読書体験の機会の拡充
- ・興味や関心を深く掘り下げるための情報提供

### (2) 読書環境の整備と充実



学校図書館（船引南小学校）

子どもの読書活動を推進する上で基盤となるのは、読書環境の整備と充実です。

幼稚園では、限られたスペースの中でも、日常的に本に触れることのできる環境を工夫するとともに、興味を持って読みたいと思う本を積極的に収集し、蔵書の充実を図っていきます。

小・中学校では、学校図書館が子どもたちの興味や読書に対する関心を高め、利用しやすい雰囲気づくりとなるよう工夫に努めていきます。

さらに、子どもたちが興味を持って手にとりたくなる図書や、いつでも自由に本が利用できる蔵書の充実・整備が必要です。図書館との連携により、推進している学校図書のデータベースを活用し、蔵書把握と読書指導計画に沿った資料の収集や選書、子どもたちの学習ニーズと興味や関心に対応した図書の整備が求められます。

そのために、市の図書館や他校の学校図書館との連携を図るとともに、学校支援地域ボランティアを活用し、利用しやすい魅力あふれる学校図書館づくりを目指していきます。

## <施 策>

- ・図書コーナーの設置と工夫
- ・出版情報や要望、興味を反映した蔵書構成
- ・多読賞、読書の木<sup>※17</sup>などの啓発を兼ねたコーナーの設置
- ・魅力的な書架や図書の管理運営
- ・蔵書のデータベースを活用した学校図書館の利用促進
- ・学校支援地域本部事業による市全域での支援体制の確立



おすすめの本の展示（常葉小学校）

※17 学校図書館で活用される読書活動啓発の手段の一つ。

### (3) 読書活動についての啓発

子どもの読書活動を習慣化するためには、保護者、地域への継続した啓発活動が重要です。

幼稚園では、保護者に対して読書活動の意義と必要性などの情報提供を継続しながら、子ども読書の日、読書週間などの読書啓発の行事紹介、定期的な図書紹介や家庭における読み聞かせの機会の充実を図っていきます。

小・中学校では、子どもとともに保護者も読書に親しむ習慣を形成するなど、家庭や地域をあげて読書活動の充実を図る必要があります。

そのためには、広報誌やホームページ、ポスター、学級通信や学校図書館だよりを活用して、家庭読書の日やノーメディアデー<sup>※18</sup>などで家庭の読書活動が充実するよう、積極的に情報提供を継続しながら啓発していきます。

さらに、PTA、学校支援地域本部やボランティアなどに学校図書館の環境整備の協力を呼びかけ、子どもの読書活動に関連する取り組みを広げていきます。



多読賞（常葉小学校）



読書の木（滝根小学校）

#### <施 策>

- ・ 定期的な読書情報の発信
- ・ 読書活動への理解、関心を深めるための継続的な啓発



学校図書館カウンター（船引南中）



教室での読書（船引小学校）

※18 テレビ、ゲームなどのメディアから離れ、家族とのコミュニケーションやその他の活動として使う日。

#### 4. 支援を必要とする子どもの読書活動の推進

図書館や市の子どもに関わる機関では、ユニバーサルデザイン<sup>※19</sup>の観点から、支援を必要とする子どもたちが、地域において自主的に読書活動を行い、本に触れて楽しめる環境を整備していきます。

支援が必要な子どもに対して、その子どもが利活用できる資料と機器の充実を図り、図書館利用の際の支援・介助などに努めるとともに、本に親しみ、楽しさに触れる読み聞かせなどの機会の充実に努めていきます。



また、図書館は県立点字図書館などと連携し、読書活動の情報提供に努め、支援していきます。

図書館や支援を必要とする子どもが利用する施設では、障がいの実態や成長に応じた読書活動を推進するため、自主的な読書活動に必要な点字表記のある本、大活字本などの図書資料、視聴覚資料や機器などの整備に努めます。

さらに、手話、指文字、点字などの技術を有した人材の確保と育成を行い、誰もが利用しやすく読書を楽しめる環境を整備します。

図書館や各施設を利用する際に、不自由を感じる事が無いよう施設のバリアフリー化を進め、案内表示なども工夫をして、利用しやすい環境の整備に努めます。

また、積極的に支援する体制を整えるため、家庭、地域、学校が連携しながら、取り組むべき課題を解決するために啓発していきます。

#### <施 策>

- ・誰でも楽しむことができる読み聞かせやおはなし会の実施
- ・施設のバリアフリー化
- ・布・点字絵本、朗読CDなど多様な資料の収集と提供
- ・音声再生機や拡大読書機などの整備
- ・回覧板やホームページなどを活用した啓発



※19 年齢や性別、身体的能力などの違いに関わらず、初めから全ての人が使いやすいように、製品や建物、空間をデザインしようとする考え方。

### 第3章 計画を達成するための数値目標

		項目	目標値 (平成31年度)
図書館	登録者1人当たりの年間利用冊数 <sup>※20</sup> の増加		月4冊以上 (現状値 月1.8冊)
	学校支援セット(小・中学校)の利用数 <sup>※21</sup> の増加		23回 (現状値 9回)
	巡回おはなし会の実施数 <sup>※22</sup> の増加		各学年 年4回 (現状値 各学年 年2回)
	子ども司書育成講座の受講者数		10名
学校等	学校図書館の利用促進(貸出目標)	幼稚園・保育所・子ども園	年10冊以上/人 (絵本など)
		小学校低学年	年40冊以上/人 (絵本・図鑑・物語など)
		小学校中学年	年30冊以上/人 (物語・科学読物・伝記など)
		小学校高学年	年20冊以上/人 (科学読物・シリーズものなど)
		中学生	年10冊以上/人 (ヤングアダルト・歴史小説 職業ガイドなど)
		高校生	年5冊以上/人 (ヤングアダルト・小説・時事解説書など)

※20 図書館全館の平成25年度登録者1人当たり(子ども)の年間利用冊数。

※21 平成25年度学校支援セット(小・中学校)の年間利用数。

※22 平成25年度幼稚園・小学校のおはなし会の各学年の年間実施数。

## 【資 料】

### ○ 子どもの読書活動の推進に関する法律 (平成十三年十二月十二日法律第百五十四号)

#### (目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

#### (基本理念)

第二条 子ども(おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。)の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

#### (国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

#### (地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

#### (事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

#### (保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

#### (関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

#### (子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(以下「子ども読書活動推進基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

#### (都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

（子ども読書の日）

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

- 2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

（財政上の措置等）

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

○ 衆議院文部科学委員会における附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

- 一 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。
- 二 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。
- 三 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実を努めること。
- 四 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。
- 五 子どもの健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。
- 六 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。

この法律は、公布の日から施行する。

○ 田村市子ども読書活動推進計画策定検討委員会設置要綱

平成 21 年 8 月 1 日  
教育委員会訓令第 12 号

(設置)

第 1 条 田村市子ども読書活動推進計画（以下「推進計画」という。）の原案の策定を検討するため、田村市子ども読書活動推進計画策定検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 推進計画の原案の策定にかかる調査及び検討に関すること。
- (2) 推進計画の原案の策定に関すること。
- (3) その他推進計画の原案の策定にかかる必要な事項に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、別表第 1 に掲げる職にある者をもって構成する。

2 委員長は生涯学習課長を、副委員長には図書館長をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会は、教育長が招集し、委員長が主宰する。

2 委員長は、必要に応じ関係職員の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(ワーキンググループ)

第 6 条 委員会に推進計画の原案の策定に必要な事項について、調査、研究を行うため、ワーキンググループを置く。

2 ワーキンググループは、別表第 2 に掲げる課、又は委員長が別に指定する課の所属長が推薦する者をもって組織し、生涯学習課担当者が座長となる。

(庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、生涯学習課において処理する。

(委任)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この訓令は、平成 21 年 8 月 1 日から施行し、設置の目的を達成したときは、その効力を失う。

別表1（第3条関係）

## 第二次田村市子ども読書活動推進計画策定検討委員名簿

団体・部局等	職名	氏名	備考
学校関係者	学校図書館協議会田村支会長	丹治光夫	関本小学校長
保健福祉部	社会福祉課 課長	助川 豊	
	同 主幹兼子育て支援係長	助川 久美	
教育委員会	生涯学習課 課長	佐藤 好則	委員長
	同 主幹兼課長補佐兼生涯学習係長	逸見 克己	
	図書館 主幹兼館長	橋本 裕子	副委員長
	学校教育課 参事兼学校教育課長	安瀬 一正	
	同 主任指導主事	堂山 昭夫	

別表2（第6条関係）

## 第二次田村市子ども読書活動推進計画策定検討委員会ワーキンググループ構成員名簿

団体・部局等	職名	氏名	備考
学校関係者	学校図書館協議会田村支会長	丹治光夫	関本小学校長
保健福祉部	社会福祉課 主幹兼子育て支援係長	助川 久美	
	保健課 専門保健技師	鈴木 節子	
教育委員会	生涯学習課 主幹兼課長補佐兼生涯学習係長	逸見 克己	
	同 主事	佐藤 彩花	
	図書館 主幹兼館長	橋本 裕子	
	同 主査	坪井 幸恵	
	学校教育課 指導主事	菅野 学	